

2022年7月21日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

千葉県労働組合連合会  
議長

## 2022年度千葉地方最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。今年度の千葉県の最低賃金改定にかかわり、千葉県労働組合連合会（千葉労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

収束の見えないコロナ禍と物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、最低賃金を1500円に引き上げることは重要です。労働者の雇用と生活を守るためにも8時間働けば人間らしく暮らせる賃金の支払いを求めるものです。

今年は円安などの影響による原材料や燃料の価格高騰などにより、食料品をはじめ様々なものが値上がりしています。2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略などの影響はこれから出てくることを考えると、当分物価の高騰が続くことが予想されます。内閣府の「消費動向調査」によると消費者の心理の明るさを示す消費者態度指数は1月36.7と2カ月連続で悪化したほか、1年後の物価見通しを「上昇する」と答えた割合は1.2ポイント上昇の89.7%で、2014年3月と並んで過去最悪となっています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。今年度の最低賃金の改定にあたっては、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の大幅な引き上げを求めるものです。

諸外国ではコロナ後の経済回復を見据えて、ドイツでは2021年1月の9.50ユーロ（約1,247円）から2022年7月に10.45ユーロ（約1,372円）と11.8%増へ大幅に引き上げ、さらに10月から時給12ユーロ（約1,576円）上げる法案を可決しましたし、英国では時給8.91ポンド（約1,382円）から9.5ポンド（約1,473円）に引き上げるほか、オーストラリアでもアルバニー首相が最低賃金の引き上げを公正労働委員会に申請するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げが取り組まれています。また、フランスは1月に続き5月にも最賃を引き上げ10.85ユーロ（1,425円）に引き上げ、5月に発足したオーストラリアの労働党新政権は6月15日、最賃を7月から5.2%引き上げ21.38豪ドル（1,806円）にすると発表しました。（21年平均為替レート）

千葉県の昨年度の最低賃金改定では時間額953円となりましたが、この水準では法定1日8時間労働で週5日勤務と仮定した場合、月額約150,000円、年額約1,800,000円にしかならず、いわゆるワーキングプアの状況にあります。この金額ではまともな生活を送ることは困難であり、ダブルワークもしくはトリプルワークをしている労働者も大勢います。

また、千葉労連が実施した自治体非正規職員の賃金実態調査では、2021年4月1日時点の時間額が2021年10月1日の最低賃金改定に伴って引上げが必要となった、もしくは改定を見込んで953円に設定した自治体は37市町村ありました。このことは、非正規労働者の多くの賃金が最低賃金を目安とされ、地場賃金を低く抑える要因ともなっており、その結果、人口減少や必要な職種の労働者不足といった問題に波及しています。千葉県の場合、隣接している東京都と最賃が時間額で88円格差がありますし、全国では時間額221円も格差があるため、地方から労働者の流出をさらに促し、地域経

済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などの形で格差の縮小・解消を求める声が大きく広がっています。

最低賃金審議会は、当該地方の最低賃金の改定を審議し答申を行うことを任務としていることと認識していますが、最低賃金を審議する要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、最低賃金の改定額を審議するにあたって、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する支援対策についても検討する必要があると考えます。最低賃金審議会として、具体的な指標が示されないような「支払能力」に執着するのではなく、生計費原則などの生活実態にウエイトを置いた審議を行うことを期待します。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。

消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1500 円以上に引き上げることが必要です。同時にそれを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政のすばやく力強い支援策の拡充は不可欠です。今年の千葉県最低賃金の改定のための審議を行うにあたって、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定にもとづき、下記のとおり意見を申し出るものです。

#### 記

1. 地域別最低賃金については時間額 1,500 円へと引き上げる方向で審議を行なっていただきたい。全国情勢等からやむを得ず、今年は直ちに時間額 1,500 円以上とすることができない場合でも、来年には時間額 1,500 円に到達する目標を明らかにして、今年度の引上げ額を答申していただきたい。
2. 都道府県によって不合理な格差を前提とする現行の最賃法を改正して、全国全産業一律最低賃金制度を創設するよう答申で政府に求めていただきたい。
3. 最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、以下の点を考慮した手法を採用するよう、政府に求めていただきたい。
  - ① 生活保護の級地については、県庁所在地である千葉市の値を用いること。
  - ② 勤労に伴う必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
  - ③ 住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
  - ④ 生活保護を時間換算するにあたって、月 150 時間で計算すること。
  - ⑤ 公課負担（税・社会保険料）補正をする際、千葉の数値で補正すること。
4. 千葉地方最低賃金審議会において、意見陳述の場を設けていただきたい。
5. 最低賃金改定の審議に当たって、検討要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、中小企業、小規模事業者への負担軽減対策として支援制度の拡充を政府に求めていただきたい。

以上